



# 人権尊重・男女平等に基づいた女性支援へ



この4月から、「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」(以下、**女性支援法**)が施行されることをご存知でしょうか。同法は2022年5月に成立した、初めての女性福祉に関わる法律です。なぜ、こうした法律が必要とされたのでしょうか。必要なのは、どのような支援なのでしょう。

城西国際大学 福祉総合学部  
福祉総合学科 教授

## 堀 千鶴子氏

専門は社会福祉学、女性福祉。著書に『婦人保護事業から女性支援法へ―困難に直面する女性を支える』(信山社新書、2020年、共著)、『危機をのりこえる女たち―DV法10年、支援の新天地へ』(信山社、2013年、共著)など多数。厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」座長も務める。

### 困難な問題を抱える女性とは

女性支援法では、女性が「日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い」(第一条)という認識の下、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定

めるとしています。つまり、女性は女性であるという属性によって困難な問題(性暴力や性虐待、性的搾取等の性的な被害、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題や、不安的な就労状況や経済的困窮、孤立等の社会経済的困難等)に直面しやすいことが、女性支援を必要とする前提としてあります。

実際に、支援現場から見える女性の困難は、**性虐待・性被害、性的搾取、夫・子・親・親族・交際相手等からの暴力、ストーカー被害、家族関係の破綻、居所なし、予期せぬ妊娠、経済的困窮、社会的孤立等、多様で複合的**です。近年では若年女性の性被害や居場所の無さが顕著となりました。家庭や学校に居場所がなく、生活基盤の脆弱な若年女性は、性的搾取や性被害に巻き込まれやすい状況にあります。また、コロナ禍において、ステイホーム等の影響によるDV相談等の増加や深刻化、女性失業者の増加や非正規雇用が多い女性労働者の経済的困窮等が顕在化し、支援を必要とする女性が増加しました。

こうした女性の困難の背景には、女性に対する暴力の軽視・容認、性被害に対して自己責任を厳しく追及するといったジェン

3条で規定されている基本理念は、①支援対象となる女性の意思が尊重され、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉の増進が図られるよう、**発見、相談、心身の健康回復のための援助、自立援助等の多様な支援を包括的に提供する体制の整備**、②女性への支援が関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること、③**人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること旨とする**、としています。同法は、「**女性の福祉**」「**人権の尊重**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定する画期的なものであり、これまでの売春防止法体制に基づく婦人保護事業から、大きく転換するものとなりました。

### 今後の女性支援への期待

女性支援法では、国・地方公共団体に女性支援のために必要な施策を講ずる責務が規定されています(第4条)。特に、市町村の責務が盛り込まれたのは新しいことです。住民に最も身近で、多くの福祉サービスの主体となっている**市町村が女性支援の役割を担う**のは極めて重要です。同法において設置が努力義務に留まった市町村の女性相談支援員(旧婦人相談員)は、早期からの切れ目のない支援提供や支援調整会議の中心として期待される存在であり、市町村への

ダイ規範や、ジェンダーに基づく社会構造の存在等があります。さらに日本社会はジェンダー格差が大きく、例えば世界経済フォーラムが公表している2023年の男女平等ランキングでは調査対象国146カ国中、日本の順位は125位と下位になっています。世界的に見ても日本はジェンダー格差が非常に大きく、男女の経済格差に顕著に表れているように、女性が生きづらい社会といえます。

こうした多様な困難を抱える女性を支援対象とするために、**女性支援法では「困難な問題を抱える女性」を、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)(第2条)**と定義しています。すなわち女性の生活困難を包括的に捉え、上記のような法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず支援対象としています。支援対象を幅広く捉えることによって、困難を抱える女性が支援制度の狭間に陥ることを防ぎ、支援が必要な人を取りこぼさない社会を目指すことができます。

### これまでの女性支援

#### ―婦人保護事業

これまで社会福祉領域で女性支援を担ってきたのは、1956年に成立した売春防

配置の促進が期待されます。

また、女性が抱える困難は多様で複合的なため、関連施策の活用や、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、医療機関等他機関との緊密な連携による支援が肝要となります。女性支援法では、特に**民間団体との「協働」による支援を重視**しています。公的支援にながりにくい若年女性へのアウトリーチやSNS相談等、民間団体の特徴ある活動は、今や女性支援に欠かせないものとなっています。民間団体の自主性を尊重し、公民の対等な関係の構築の下、協働による支援が求められています。

これからの女性支援にとって重要なことは、女性支援法の基本理念を具現化するために、国や地方公共団体が責任をもって女性支援を推進していくことです。従来の保護更生的なシステムや見方を見直し、当事者中心の支援へ転換する必要があります。そのためには国民ひとり一人が、女性支援の必要性とその意義を理解することが何より大切です。



### 女性支援法の目的・基本理念

女性支援法第一条では女性支援法の目的を、「**人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与する**こと」と謳っています。さらに、同法第